木造住宅耐震診断および耐震改修工事の助成申請を受付中

市では、「災害に強いまちづくり」を実現するため、木造住宅耐震診断および耐震改修工事の助成申請の受付を行っています。※申請の前に契約や工事を行った場合は助成の対象となりませんのでご注意ください。申請手続きについて詳しくは、建築住宅課または市ホームページでご確認ください。

対象　昭和56年5月31日以前に建築または着工された木造住宅（同年6月1日以降に増改築されていない建築物）

◎木造住宅耐震改修助成
受付期間　11月28日㈮まで
助成棟数　10棟
助成額　最大50万円

◎木造住宅耐震診断助成
受付期間　12月24日㈬まで
助成棟数　10棟
助成額　最大2万円

問　建築住宅課・内線529

検診　当日でも受診できます!!　骨粗しょう症検診

定員数に達していないため、対象の方は申し込みしなくても当日、受診することができます。

日時・場所　9月16日㈫・17日㈬午前9時30分～10時30分、午後1時～2時（時間内に受付してください）、保健センター　※センター内の空調工事により駐車場の使用が一部制限されるため、公共交通機関をご利用ください。また、空調設備が利用できないため、暑さ対策をお願いします。

検査方法　腕の骨のX線測定　※妊娠中や妊娠の疑いのある方は受診できません。

対象　市内在住の女性で、平成27年3月31日時点で20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳になる方

費用　500円（一部の方は無料。詳しくは7月16日号広報あびこ参照）　※世帯全員が市・県民税非課税の方で、「我孫子市各種健（検）診無料券」をお持ちでない場合は、受診日の10日前までにご連絡ください。

問　健康づくり支援課（保健センター）☎7185－1126

市営住宅の入居者を募集

募集内容　**下表**参照

入居資格　次の要件を全て満たしていること　①市内に在住または在勤し、住宅に困窮している方で市税を滞納していない方　②同居または同居しようとする親族がある方（単身者は、年齢60歳以上などの条件あり）で、申込者（同居者を含む）が、暴力団員ではないこと　※入居の際に敷金、連帯保証人1人が必要です。

入居可能日　11月予定　※申込者数が募集戸数を超えた場合は、住宅の困窮度により入居者を決定（同じ場合は抽選）。落選者は申込団地の補欠者として1年間、または次回募集まで登録。

入居資格収入基準（月収額）　一般世帯15万8000円以下、裁量世帯（高齢者・障害者世帯・子育て世帯等）21万4000円以下　※月収額の算定方法については、お問い合わせください。

必要書類　市営住宅入居申込書、市営住宅入居調書、入居者全員の住民票、入居者全員の所得を証明する書類（学生の場合、学生証の写し）、その他（身体障害者手帳の写しなど）

申込書配布場所　建築住宅課、各行政サービスセンター

申・問　9月19日㈮午後5時まで（平日のみ）に建築住宅課・内線570（郵送不可）

平成26年度市営住宅入居者募集内容　※家賃は入居者の収入に応じて6段階に設定しています。

市営住宅名称	募集戸数	所在地	階数	家賃月額	タイプ 間取り(畳)	駐車場	交通の便	竣工年度
栄団地	1戸（身体障害者向け）	栄9の17	1	2万～5万2800円	3DK 6/6/4.5/DK	なし	JR我孫子駅から徒歩約20分	昭和56年
東我孫子A団地	1戸	東我孫子1の9の18	1	2万3500円～5万7300円	3DK 6/6/4.5/DK	なし	JR東我孫子駅から徒歩約2分	昭和60年
東我孫子B団地	1戸	東我孫子1の31	1	2万2500円～6万3300円	3DK 6/6/4.5/DK	月額3675円	JR東我孫子駅から徒歩約5分	昭和59年
根古屋団地	1戸	中峠2998	1	1万9400円～5万1500円	3DK 6/6/4.5/DK	月額3675円	JR湖北駅から徒歩約20分	平成元年
日秀団地	4戸（単身者可）	日秀132	2・3・4	1万300円～2万7900円	3K 6/4.5/3/K	なし	JR湖北駅から徒歩約20分	昭和46・47年

パブリックコメント

ご意見をお聞かせください

①我孫子市避難行動要支援者避難支援計画（案）について

趣旨　平成25年の災害対策基本法の改正により、要支援者に対する支援の強化が急務となっています。避難行動要支援者に対する今後の対策について、これまでの計画を見直し、名称を新たに「我孫子市避難行動要支援者避難支援計画」として策定するものです。

公表期間　9月1日㈪～30日㈫

提出先・問　〒270－1192市役所市民安全課（住所省略可）・内線295、FAX7185－5777、✉bousaiken@city.abiko.chiba.jp

②我孫子市いじめ防止対策推進条例（案）、我孫子市いじめ防止基本方針（案）について

趣旨　いじめ防止対策推進法および千葉県いじめ防止対策推進条例に基づき、いじめの根絶を目指し、いじめの未然防止及び発生したいじめへの適切かつ迅速な対応を推進するため、市の条例・基本方針を整備するものです。

公表期間　9月11日㈭～10月10日㈮

提出先・問　〒270－1166我孫子1684教育委員会指導課☎7185－1367、FAX7182－5867、✉boushi@city.abiko.chiba.jp

共通

閲覧場所　担当課、行政情報資料室（市役所本庁舎1階）、各行政サービスセンター、アビスタ、湖北地区公民館、あびこ市民プラザ、各近隣センター、図書館湖北台分館および布佐分館、市ホームページ

意見の提出方法　意見書（各閲覧場所、市ホームページに用意）に記入のうえ、公表期間中に各担当課へ郵送・ファクス・Eメール・持参。

9月10日は「屋外広告の日」

屋外広告物にはルールがあります

広告物が無秩序に氾濫すると、まちの美観を損ねるばかりでなく、危険が伴う場合もあります。

市では千葉県屋外広告物条例に基づく規制に加え、市の景観条例に基づき、一定の規模を超えるものについては色彩などの規制を行っています。

また、市民による違反広告物除去サポーターやサポート団体にご協力いただき、違法に取り付けられた「はり紙」、「はり札」、「立て看板」、「広告旗」を除去する活動を行っています。平成25年度は1034件を除去しました。

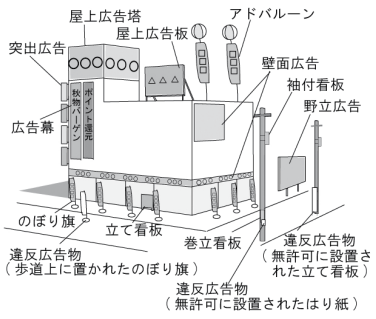

美しく安全なまちなみを目指して、広告主の皆さんは広告物の適正な掲出にご協力をお願いします。

問　都市計画課景観推進室・内線578

●広告物の種類によって、表示面積、高さなどが法令に基づき制限されており、多くの場合、掲出を行う前に市の許可が必要です。詳しくはお問い合わせください。
●道路上(歩道も含む)や、電柱に許可なく広告物を設置することはできません。

9月10日～16日は自殺予防週間

つなぎたい いのちを救う 心のきずな

（我孫子市自殺対策キャッチフレーズ）

普段から家庭や職場で、「自殺のサインに気づく（気づき）」「専門医や専門の相談機関につなぐ（つなぎ）」「温かく支え、見守る（見守り）」を心がけ、大切な人の命を自殺から守りましょう。

◎司法書士・臨床心理士による共同無料相談

「こころ」と「いのち」と「おかね」の相談会　※事前予約制

日時・場所　9月19日㈮午前10時～午後3時、市民相談室（市役所本庁舎2階）

申・問　千葉司法書士会☎043－246－2666（平日午前9時～午後5時）

◎相談窓口一覧

我孫子市（受付時間など、担当課までお問い合わせください）		
心の相談	障害福祉支援課	内線421
生活相談	社会福祉課	☎7185－1113
健康相談	健康づくり支援課	☎7185－1126
消費生活相談	消費生活センター	☎7185－0999
千葉県		
松戸健康福祉センター こころの健康相談（事前予約制）	☎047－361－2138 第1・3月曜日 14時～16時	
中核地域生活支援センター ほっとねっと（365日、24時間）	☎047－309－7677	
その他		
千葉いのちの電話	☎043－227－3900（365日、24時間）※毎月10日（8時～翌朝8時）☎0120－738－556（フリーダイヤル）	